

平成 19 年度 第5回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

- 1 開催日 平成 20 年1月18日(金) 午後1時 30 分～午後3時 45 分まで
- 2 場所 武蔵野市吉祥寺本町四丁目 10 番 10 号 大東京信用組合ビル5階  
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
- 3 理事の現在数 6 名 (定足数 4名)

4 出席理事数及び氏名 6 名

理事長	会 田 恒 司	常務理事	茨 木 信
理 事	安 達 高 之	理 事	馬 袋 秀 男
理 事	加 瀬 裕 子	理 事	中 山 二 基 子
監 事	阿 亜 紀 良	監 事	皆 川 明 良

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出について
- 第2 議案第 6 号 財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の一部変更
- 第3 議案第 7 号 財団法人武蔵野市福祉公社社会計処理規定の一部を改正する規則
- 第4 議案第 8 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則
- 第5 議案第 9 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 第6 議案第 10 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 第7 議案第 11 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規定の一部を改正する規定
- 第8 議案第 12 号 財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則
- 第9 報告事項

6 議事の内容

開会:午後1時 30 分

事務局より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ上記議事について、逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事6名全員で、寄附行為第 26 条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要及び議決の結果]

第1 議事録署名人の選出について。

- ・議事録署名人には中山理事と馬袋理事を選出、全員一致でこれを可決した。

第2 議案第6号 財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の一部変更について。

- ・事務局長:第4条第7号につきまして、事業名の追加で、要介護認定調査、介護予防支援、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護を実態に即した形での事業を明確に列記させていただきました。第10号、第11号も同様に事業名の追加で、第10号は在宅介護支援センター業務に関する事業、第11号は高齢者の介護予防及び社会活動センター、補助器具センター、ケアマネジャー研修センター、地域包括支援センター、食事サービスに関する事業を追加いたしました。第7条第2項ですが国の機関の民営化に伴いまして「郵便官署」という文言を削除するものでございます。
- ・理事からの質問も無く、理事長より、議案第6号「財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の一部変更」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

第3 議案第7号 財団法人武蔵野市福祉公社会計処理規程の一部を改正する規程について。

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・中山理事:第5条の「センター長」とはだれを指しているのか。
- ・茨木常務理事:高齢者総合センター長を指しています。
- ・安達理事:①第4条に「事業の内訳」とあるが、具体的には何か。  
②第8条に「注記表」とあるが、第12条第1項第1号で「注記」としているの、第8条の「注記表」の「表」はいらぬのではないのか。  
③第36条第4項で「第3項の規定にかかわらず定額法により」とあるが、ここでの定額法はいらぬのではないのか。
- ・事務局:①具体的な事業の内訳は一般会計の中で規定しています。  
②公益法人会計基準では注記と記されており、表は削除いたします。  
③既に公社が採用しているものが定額法と前段で定めてあるので削除いたします。
- ・加瀬理事:第5条に「会計事務責任者は事務局長及びセンター長」とあるが、北町高齢者センターと高齢者総合センターなのか、高齢者総合センターの会計事務と本部との事務は分かれているのか。
- ・茨木常務理事:「センター長」というのは高齢者総合センターのセンター長を指しております。北町もセンターとしてありますが、高齢者総合センターの傘下に入っているの、本部事務局と高齢者総合センターの二つに分けています。
- ・馬袋理事:事務局長がいない場合はセンター長が代行するという「及び」ですか、統合する会計の責任者は事務局長なのか。
- ・事務局:本部の責任者は総務課長、高齢者総合センターはセンター長、その上は常務理事になります。
- ・馬袋理事:附則の20年4月1日からの施行とは、減価償却の部分については20万円ではなく10万円で先行して行っているのか。

- ・事務局:減価償却は平成18年から行っているのので、その段階から10万円で行っています。
- ・他に質問もなく、理事長より議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社会計処理規程の一部を改正する規程」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第4 議案第8号 財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について。

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・安達理事:セクハラの規程について、この条文の追加だけでいいのか。
- ・事務局:就業規則に規程してなかったので条文を追加いたしました。
- ・茨木常務理事:基準の作成、次の段階での機関の設置等も必要になると思うので、窓口の設置などを今後検討していきます。
- ・馬袋理事:懲罰の基準を定めていないと、もめたときに何の基準によって処分等を受けたのか、懲罰規定などを作成して明確にしておかないと指導するときもトラブルになる。
- ・事務局:市の懲戒処分の指針等を参考に、処分に関する規程を作成していく予定です。
- ・他に質問もなく、理事長より議案第8号「財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第5 議案第9号 財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について。

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・中山理事:病気になって有給休暇を使いきった後に取るということは、看護休暇になるのか。
- ・事務局:有給休暇とは別の枠で1年間に5日間と規定していますので、その範囲内は看護休暇になります。
- ・中山理事:超えた場合は無給ですか、看護休暇とはいわないのか。
- ・事務局:有給休暇を使いきり、看護休暇も超えた場合は無給になります。
- ・加瀬理事:5日以内で何回までという規定はないのか。
- ・事務局:1年間で5日以内になります。
- ・他に質問もなく、理事長より議案第9号「財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第6 議案第10号 財団法人武蔵野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則について。

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・加瀬理事:第3条の「要介護状態」とはどのような状態をいうのか。
- ・事務局:負傷、疾病、身体若しくは精神上の障害により、2週間以上常時介護を必要とする状態を言います。
- ・中山理事:2週間以上の常時介護を必要とする状態ごととは、例えば、寝たきりになってよくなって、また翌年になったときは、その都度とれることになるのか。
- ・事務局:要介護状態に至るごとに1回と規定しておりますのでその都度取得することができます。
- ・他に質問もなく、理事長より議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社職員の介護休業等に関

する規則の一部を改正する規則」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第7 議案第11号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・安達理事:調整手当は最終的には18%までいくという規定ではなく、毎年改定しなければいけないのか。
- ・茨木常務理事:東京都の改定に準じ、平成22年度までに段階的に上げ、一気に引き上げないです。
- ・安達理事:本給の調整は、調整手当のアップ分だけ本給を落とす、今回の場合はどうなっているのか。
- ・事務局:今回につきましても官公較差分とあわせ調整手当の上がった分本給を下げしております。
- ・加瀬理事:第20条の住居手当で、その他の職員の月額9,800円が月額4,900円になるのほどのような理由なのか。
- ・事務局:給料表については東京都に準じ、諸手当に関しましては武蔵野市のものを採用しております。市の今回の見直しにより本年は経過措置で半額、来年から廃止することになりました。
- ・他に質問もなく、理事長より議案第11号「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第8 議案第12号 財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則について

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・安達理事:準職員で訪問系の職員も入っているのか。
- ・事務局:入っております。
- ・安達理事:1時間単位で休暇を与えると、一般事務と違い現場を担当する職員ですから混乱がおきないか。
- ・事務局:1時間の中抜けの休暇ではなく、午前・午後の遅刻・早退などの休暇で、半日ではなく1時間単位の休暇としています。
- ・安達理事:1時間単位で休暇がとれるのなら午前、午後に中抜けができる規定になるのではないのか。
- ・事務局:中抜け休暇については認めておりません。遅刻、早退は半日ではなく1時間単位でとれるようになっております。
- ・中山理事:中抜けを認めていないのなら今回の改正の中に入れておかないのか。
- ・馬袋理事:①遅刻の1時間単位の休暇は勤怠の評価対象になるが有給で処理していると評価の対象とされないことになるのか。  
②休みを与える場合は、連続して6時間以上の勤務を条件に前後1時間ずつ与えることにしないと1時間単位だと非常にあいまいになるのではないのか。
- ・会田理事長:準職員就業規則の一部を改正する規則について、始業時、終業時に接続する時間を単位として与えることができる形に文言を修正、勤怠状況がこの内容により見られないようにする旨の通知文書を理事長名で全職員に通知する、業務に支障がないような措置を十分とるという条件をつけさせていただいた上で採決にうつりたいと思います。

- ・他に質問もなく、理事長より議案第12号「財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

#### 第9 報告事項

- ・事務局より、福祉三団体改革基本方針(自主事業)、ホームヘルプセンターの再構成、有償在宅福祉サービス（平成19年4月～12月）の状況、権利擁護事業（平成19年4月～12月）の状況について説明をした。
- ・茨木事務局長より次回理事会の日程について報告をした。
  - ① 第6回理事会を3月27日木曜日、午後1時30分から開催。
  - ② 平成20年度予算について。
- ・理事長より議事がすべて終了した旨を告げ、理事会を閉会した。  
閉会；午後3時45分